

上越市告示第 38 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、
形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 9 日

上越市長 小菅 淳一

1 指定する形質変更時要届出区域

上越市中郷区藤沢字西林 1243-1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項及び第 2 項の
基準に適合しない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物